

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	金融庁
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	NISA（少額投資非課税制度）に係る利便性の向上	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） NISAは、年間100万円までの上場株式等への新規投資について、その譲渡所得及び配当所得が最長5年間非課税となる措置である（平成26年1月より導入予定）。 NISAの導入により、個人投資家の裾野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と、経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることが期待されている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>1. NISA口座開設等の柔軟化</p> <p>①一年単位で、NISA口座を開設する金融機関の変更を認めること ②NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座を再開設することを認めること</p> <p>2. NISA口座開設手続等の簡素化 NISA口座開設時の重複口座確認については、社会保障・税番号制度を用いることとし、口座開設時における住民票の写し等の提出を不要とすること</p>	
関係条文	地方税法附則第35条の3の2、地方税法施行令附則第18条の6の2、租税特別措置法第37条の14、租税特別措置法施行令第25条の13	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 NISAの普及・定着を図る観点から、NISAの利便性向上・手続の簡素化に向けて、必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性 NISAは、年間100万円までの上場株式等への新規投資について、その譲渡所得及び配当所得が最長5年間非課税となる措置である（平成26年1月より導入予定）。 NISAの導入により、個人投資家の裾野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と、経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることが期待されている。 しかし、同一勘定設定期間内（最長4年間）において口座開設金融機関の変更ができないことや、一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勘定設定期間内の再開設ができない等、利用者にとって不便な点があることから、現行制度上の利便性向上を図るため、これらの措置を講ずるものである。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	
	ページ	3—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>Ⅱ－3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）・抄 一．日本産業再興プラン 1．緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進） ③内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進 ○資金調達が多様化（クラウド・ファンディング等） ・（中略）NISAの普及促進を通じ、家計からのリスクマネーの供給を強化すること</p>
	政策の達成目標	個人投資家に対して、金融資本市場への適切な投資機会を提供すること。若年層への投資機会を促すこと。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成26年～35年（10年間） （非課税期間は各年1月1日から5年間）
	同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
	政策目標の達成状況	新規要望のため、該当せず
有効性	要望の措置の適用見込み	4,596万人（平成24年度 個人株主数の延べ人数） （出典）日本証券取引所等「平成24年度株式分布状況調査」
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	要望の措置は、制度の利便性向上を図り、個人投資家の証券市場への参加拡大、及び長期分散投資による資産形成に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、制度の利便性を向上させ、一層の普及定着を図るものであり、妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 26 年度施行のため、該当せず。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>平成 26 年度施行のため、該当せず。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 26 年度施行のため、該当せず。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成 26 年度施行のため、該当せず。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 26 年度施行のため、該当せず。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度改正 N I S A の創設 ・平成 22 年度改正 N I S A の法制化 ・平成 23 年度改正 N I S A の利便性の向上・事務手続の簡素化 ・平成 24 年度改正 N I S A の利便性の向上・事務手続の簡素化 ・平成 25 年度改正 N I S A の恒久化等
<p>ページ</p>	<p>3—3</p>